

# 中学校論研究について

佐々木 享 (名古屋大学)

## はじめに

現代日本の中等教育が中学校教育と高等学校教育とで構成されていることについて、大方の異存はないようにおもわれる。ところで、これは筆者の視野の狭さからきているのかも知れないが、近年の傾向として、中等教育問題というテーマで論じられる際には高等学校を主たる対象とする例が多く、中学校教育がいわばないがしろにされている場合が多いようにおもわれる。

がんらいわが国の教育学研究において、中等教育研究の占める比重は小さい。しかし1970年代以降になると情況がいくらか変化し、高等学校教育については高校生の問題としてだけでなく、高等学校という制度の問題としても議論され研究もされるようになってきた。中学校については事態は同じようには展開しなかった。中学生の問題については、1970年代あるいはそれ以前から議論もされ、研究もある程度蓄積されている。しかし、中学校教育を学校制度の面から討究する論稿は、高校教育制度研究に比べると驚く程少なかった。小川利夫が「戦後日本の教育科学研究における新制中学校論の欠如ないし弱さ」を指摘したのは1965年であった。それから20年余を経たにもかかわらず、小川が指摘した情況は今日においても基本的には変化していないようにおもわれる。

しかし、これらの事情は、今日、中学校制度研究が不要であることを示唆するものではないと筆者らは考えた。中学校制度研究が意外に少ないのは、小学校制度研究が少ないと軌を一にしているのであろう。つまり、重要な原因の一斑は、恐らくは今日の中学校教育が義務教育学校に位置づけられていることに関係しているようにおもわれる。この点にいまはたち入る余裕はない。近年なお中学校論が少ないとたしかだが、他面で中学生問題研究が多いことは、中学校論研究がもとめられていることを示唆している。と筆者らは考えた。冒頭にのべたように、現代日本の中等教育は中学校教育と高校教育とから成るのだから、中学校論がひよわでは強固な中等教育論は構築しにくいのではないか。

上述の如き認識にたって、本学会の教育制度研究委

員会において中等教育研究を課題とする第二部会のなかに、とりたてて中学校問題を研究する中学校研究班が組織された。

中学校研究班で行なわれた研究会とその報告者、報告・討論のテーマは以下のとおりであった。

報告書	テーマ
第1回(86, 2, 17) 水内 宏 久富 善之	戦後中学校教育課程史研究の構想 戦後日本の中学校調査の検討(1)
第2回(86, 5, 9) 久富 善之	蔵原論文『中学校教育の歩み』を読む
第3回(86, 6, 7) 蔵原 清人	中学校教育のあゆみについて討論 「どこが中学校教育の曲り角だったか」
第4回(86, 7, 25) 村越 邦男	中学生の意識をめぐって——秩父郡調査から
第5回(86, 10, 4) 水内 宏	高橋幸三郎氏ヒアリング報告
第6回(86, 12, 5) 朴木 佳緒留 久富 善之	三羽光次氏ヒアリング報告 戦後日本の中学校教員に関する官庁統計(1)
佐藤 郡衛	中学校教師調査の概要
第7回(87, 2, 7) 朴木 佳緒留	戦後中学校家庭科成立史——占領軍文書から
第8回(87, 4, 12) 隈部 智雄	戦後中学校の選択科目について
第9回(87, 5, 16) 蔵原 清人	戦後中学校の数学教育
第10回(87, 6, 6) 久富 善之	中学生の生活時間——NHK 国民生活時間調査より
第11回(87, 7, 25) 水内 宏	戦後中学校のカリキュラム
第12回(87, 9, 26) 佐藤 郡衛	日米比較から見た日本の中学校・中学生
第13回(87, 11, 27)	

朴木 佳緒留  
第14回(88, 1, 29)  
佐々木 享

森秀夫『全国六・三制義務教育の成立』(時潮社)を読んで  
戦後中学校40年——新制中学校研究の課題を考える

以上のほか、中学校教育に多年の経験をもつ高橋幸三郎氏(86年4月25日)、三羽光次氏(86年9月4日)、君和田和一氏(87年1月18日)、佐山喜作氏(87年1月29日)の諸氏から、きき取り調査を実施した。

中学校研究班で報告・討論された中学校問題は多岐にわたるので、ここではあえてまとめることを省略したい。この報告書に掲載された中学校問題の論稿はいずれも研究会における討論を経たものであるので、さしあたってはこれをもって班としての報告に代えたい。一定の研究・調査が行なわれたのに本報告書に掲載できなかった事項については、別に発表の機会を得たいとおもっている。

## I 新制中学校論について

新制中学校の制度は、6・3・3・4の新学校体系の一環として、1947年4月に発足した。したがって、新制中学校は1987年に40周年を迎えた。現代日本の教育につき一大改革を行なうことを標榜して出発した臨時教育審議会(略称、臨教審)は、ちょうどこの新学制発足40周年にあたる1987年4月1日に、第三次答申を提出した。そこではもちろん中学校教育の在り方に大きな影響をもたらすであろう改革提言もふくまれてはいたが、しかし少なくとも、いわゆる6・3制、義務教育9年制などの中学校制度の根幹をゆるがすような改革構想は提起されなかつたと言って過言ではないようにおもわれる。かくて、中学校の制度は、40年の星霜を経た今日、現代日本に確固とした地歩を占めている。これが中学校についての現段階における筆者の認識である。

ところで、87年12月24日には教育課程審議会(略称、教課審)が「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」答申した。この答申の中学校部分の最も重要な特徴の一つは、「おおむね中学校高学年の段階から多様な内容を用意して、漸次、選択履修の幅を拡大していく」ことをもとめ、このために若干の必修科目的時間数を弾力化するとともに選択制の時間を増加させ、また習熟度別学級編成の導入を提言していることである。これが実施に移されると、

中学校は、制度的には変わらないものの、教育課程の面からは一定の変容を強いられる可能性があるようにおもわれる。

ここでは、この40周年の年度が終ろうとする時期に、中学校研究班に参加していた一員として、中学校研究に関する若干の感想を書きとめておく。

新制中学校の制度は、敗戦直後の経済情勢極めて困難な時期に、新生日本の希望と理想を実現すべき学校として創設された。戦後教育改革とその重要な一環であつた新制中学校制度成立の経過は、今日ではかなりの程度明らかにされているのでここでは繰返さない。\*

\*各府県教育史があいついで刊行されたことなどにより、都道府県や地域レベルでの教育改革の新展状況が解明されていることも、近年の研究動向の一つの特徴となっている。たとえば森秀夫『全国六・三制義務教育の成立』(1987年)は、各都道府県教育史中の新制中学校発足前後の記述を整理したものである。森の整理に触発されて解明された新制中学校設立準備活動の発端については、のちにのべる。

しかし、義務制の新制中学校創設を決めた教育刷新委員会(略称、教刷委)やその意を体して指導した文部省が描いていた新制中学校像、地域の人びとが困苦のなかからつくりだした新制中学校の実像は、今日なお、じゅうぶん明らかになっているとはいえないのではないかろうか。一例を1947年2月17日の『新学校制度実施準備の案内』にとると、そこには「小学校と中学校とが両方とも義務教育であるための密接な関係を持たねばならない以上に、中学校と高等学校については、共に青年期の教育である点から一層連絡が重視される」とあった。このような自覚はどれ程一般化していたのであろうか、あるいは新制中学校像のなかにこのような自覚は位置づいていたのであろうか。

ここで『案内』が指摘している中一高の接続関係(アーティキュレーション)の問題は今日に尾を引き、高校入試制度という現下の最もシビアな教育問題の一つとなっている。ただし、同時に筆者が不思議におもい、かつ残念におもうのは、ここで「密接」と特徴づけられている小一中の接続関係の問題が、行政面あるいは実務面ではともかくとして、教育学的には今日なお解明されていないことである。

等しく義務教育ではあっても、小学校が初等教育であり、中学校は初等教育ではなく中等教育であるというなら、小一中の接続関係は初等教育と中等教育との関係として問われて然るべきではないか、というのが

筆者の考え方である。実際、戦後の教育研究の歴史をたどってみると、戦後の学校制度のうちにみられる各種の接続関係のうち小一中の接続関係くらいないがしろにされてきたテーマも珍しい。この研究のおくれは、中学校の性格規定のあいまいさにも影響しているのではないかろうか。

ところで、海後宗臣が戦後教育改革のなかで新制中学校創設が果すべき役割を特別に重視していたことは知られている。彼がこの点について当時草した文章は、40年後つまり彼の歿後の1988年1月に鈴木英一の手で『季刊教育法』誌上に公表された。彼は教育研究のあらゆる努力を新制中学校に集中し、その成果を小学校、高校に均霑することによって戦後教育の全体を創出するようにすべきだと強調していたのである。現実の教育改革は彼が希望したかたちでは展開しなかった。

他方、海後宗臣は、「元来新しい中学校はどうして再編されたか」というに、大衆青少年の入っていた高等小学校と青年学校の一部、中等学校として制度化されていた中学校、高等女学校、実業学校等の初めの三学年が合体されて新学制の中に三箇年の下級中学校として位置づけられたものである。従ってこれらの多様な学校でなされていた教育課程を総合した形のものとして学科内容の構成をなすべきである」とのべている（海後宗臣「中学校の性格」『季刊教育学』第2号、1952年3月、54ページ）。しかしこの点については、天城勲が「中学校における中等普通教育とは、この段階の各種の多様な教育課程が単に総合されたものではなく、全く新たに制定された中学校の教育目的として中等普通教育という概念が考えられなければならないのである」とのべていたことが注目される（天城勲『学校教育法逐条解説』1954年、148ページ）。中学校の最初の教育課程の成立経過は、本報告書の朴木論文が明らかにしている。海後、天城の見解の違いは、新制中学校発足の段階において、その教育課程の性格について、したがってまた新制中学校の性格についての一一致した見解がなかったことを示唆している。この点で、各教科の内容とその水準、必修制と選択制の関連、社会科、職業科等の新教科登場の意味、外国语の位置づけなど、中学校教育課程の理念と現実を研究することが、中学校研究の重要な課題となっていることを改めて痛感する。

しかし、こうした問題をかかえながらも、新制中学校は、1949～50年の危機を越えることによってしっかりと地位を確立した。1949年には、ドッジプランによる国家財政の緊縮に関連して義務教育年限短縮論が

政府の中をふくめて各方面から登場した。その中には6・2制論もふくまれていた。これらに対して文部省、誕生したばかりの日教組、全国中学校長協会（のち全日本中学校長会）など広範な国民各層は強力に反対し、危機は乗り越えられた。これによって、修業年限3か年、義務制の中学校を開設して国民の基礎教育を拡充するという教刷委が提起した方針は、大地にしっかりと根をおろしたといえよう。これ以後、強力な義務教育年限短縮論が再び唱えられることはなかった。

義務教育年限短縮論が克服されると、つぎには進学・就職の進路に対応したコース制を中学校に導入せよという主張が現われてきた。この主張は1951年11月に出された政令改正諮詢委員会の答申のなか、1950年代に政府に対して何回か出された日本経営者団体連盟（略称、日経連）の教育に関する「要望」のなかでも繰返された。1955年の高校進学率は全国平均で52%であり、中卒者の約半数は直ちに社会に出ていたから、この主張は一見、理あるものの如くであった。こうした主張をうけて1958年に改訂された中学校學習指導要領は、中学校に「進路、特性」に応じたコース制を導入することとした。この學習指導要領は1962年度から全面的に実施された。この1960年代における中学校の選択制科目の実施状況——それはコース制の実施状況でもあった——は、本報告書収録の隈部論文でのべられている。結論的には、中学校に全面的に進路に応じたコース制を導入する構想は教育現場には受け入れられなかった、ということができる。その限りでは、文教政策の企図とは逆に、中学校では国民としての基礎的な共通教養を育てるのだという意識が、この時期にはしっかりと定着しつつあったといえそうである。

文教政策の企図が実現しなかったという点では、1963年の高校入試制度改革もそうであった。この年に文部省は学校教育法施行規則第59条を改正し、志願者が定員を越えない場合には選抜をしないというこれまでの希望者全員入学原則を放棄し、志願者の多寡にかかわらず入試を実施して高校教育を受けるに足る能力をもつ者のみを入学させるいわゆる適格者主義を採用するに至った。この時期はいわゆるベビーブーム期の中学生が高校進学期を迎えていた。希望者全員入学原則から適格者主義への方針転換は、直接には当時澎湃として起っていた高校全員入学運動に水をさすものであったといえるが、基本的には、高校教育を能力主義政策に位置づけようとするものであった。しかし、父母、大衆の高校進学要求は根づよく、自治体もこれに応じて高校増設につとめた結果、中卒者、高校入学志

願者が急増したにもかかわらず、高校進学率は増大しつづけた。その限りでは、適格者主義は実効しなかったといえる。

しかしながら他方で、希望者全員入学原則を支える制度的基礎であった公立高校の小学区制はつづきに中学区制、大学区制へ移行していった。こうしたなかで、1961年の全国一斉学力テストが直接の契機となって、高校進学の過程における能力主義的選別が急速に強まった。進路選択に際して偏差値を用いる方式は、1963年頃に始ったといわれるが、たちまちのうちに全国に波及した。進路別コース制は教育現場では支持されなかつたが、偏差値選別体制は中学校教育にはかり知れない深刻な影響を与えた。

教育学研究者には、1958年の中学校学習指導要領改訂を、中学校教育の歴史の画期をなすとみなして重視する者が多い。しかし、この学習指導要領が全面実施されたのは1962年からであった。この時期が高校進学率の急上昇期にあたり、また学テや能力主義的選別が強化されたことと折り重っているためか、職業・家庭から技術・家庭へと担当教科そのものが变成了技術科教師を別とすると、この教育課程改訂の意義を重視する教師は意外に少ないようにおもわれる。1960年代は日本経済のいわゆる高度成長期であり、子どもたちの生活をふくめ国民生活全般に大きな変化がみられた時期でもあるため、教育課程改訂がもたらした変化についての意識もその中に埋没してしまっているのかも知れない。

1960年代に入ると、経済政策の面から高校教育が重視されるようになったことが注目される。たとえば、経済審議会の国民所得倍増計画（1960年）、「経済発展における人的能力開発の課題と対策」（1963年）などにおいても、後期中等教育改革が重要なテーマの一つとなっていた。中央教育審議会の答申「後期中等教育の拡充整備について」（1966年）は、この時期の政策動向を集約したものであった。これらは、新規に労働市場に現われる若者たちの主体が中卒者から高卒者に変わることへの対応策であった。

ところで、高校教育あるいは高校段階の教育を「後期中等教育」と位置づけたことは、その反面で中学校教育を改めて「前期中等教育」と位置づけたことを意味している。発足後20年近くを経て、中学校が前期中等教育ととらえ直されたことは興味深い。

山内太郎他編『現代中学校教育大系』全6巻（1965年）に収録された論稿のいくつかには、中学校教育を前期中等教育としてとらえなおそうとした努力のあと

が見られる。たとえば碓井正久は、中学校の生徒が「初等学校とちがって、生物=心理的に児童期と区分される青年期の子女」であることに着目し——この点は多くの論者に共通している——、中学校が「小学校につづく三ヵ年の義務教育をうけもつ前期中等教育施設」であることは「いまさらいうまでもない」とのべている（碓井正久「中学校教育の画一化と多様化」『現代中学校教育大系』第1巻、1965年）。しかし成田克矢は、中学校が中等教育——彼のことばでいえば「第二段教育」——となっているかどうかについて鋭い疑問を投げかけた。成田は、中学校が「選別機械的役割と低度中等教育機関」の役割を負わされるようになった結果、「中学校は一貫性をもった第二段教育の不可分の前期的部分ということではなく、世間的にとるに足らないような能力の低いものでも、中学校だけは出ているといった意味での、『与えられた』義務教育学校にすぎないものになってしまっているのではないか」というのである（成田克矢「中学校教育の制度的位置・社会的意義」、同上書所収、傍点は原文）。

この書物以後、管見のかぎりでは、中学校教育を前期中等教育という視角から研究した本格的論稿は残念ながら見あたらないようにおもわれる。<sup>\*</sup>1970年代に入って、山内太郎編『学校制度——戦後日本の教育改革5』（1972年）など戦後改革期についての実証的研究があいついで刊行され、とくに、新制中学校が初等教育の延長としてではなく中等教育機関として位置づけようとする努力の流れのなかで成立したことを、赤塚康雄『新制中学校制立史研究』（1978年）が明らかにしたもののかわらず、である。その意味では、成田が投げかけた問題を解明することは、今日なお中学校研究の課題として残されている。

\*我が国の教育学研究における中等教育研究の不振は從来から指摘されている。しかし、高校教育研究については、1970年代に入って若干の研究の現われていることが注目される。この点については、拙稿「高等学校制度研究の視角と方法」、佐々木輝雄職業教育論集第三巻『学校の職業教育』1987年所収、を参照。

ただしここでは、平原春好が、「新制中学校は、小学校と高等学校の中間に位置する学校として、あいまいなままに発足することになり、その性格はむしろ発足後の実情に規定され」たとし、発足時の教員構成や校舎建築等の実情をその「傍証」としてあげていること、「このような実情は、新制中学校を中等教育機関として位置づけるよりは、初等教育機関の延長として性格

づける効果」をもたらしたとのべていること（平原春好「教育制度上における新制中学校の位置」『教育』1975年6月号）、つまり、成田とはやや異った視角から中学校の性格を指摘していることに注目しておきたい。この平原の性格規定の背景にある条件とりわけ教員構成の問題については、筆者も参加した中学校研究班の研究では若干の疑問が出されている。中学校の性格規定に関連してくるこの論点については、久富による別稿が用意されている。

ところで筆者らは、今回（1987年12月24日）の教課審の答申中に「中学校教育を中等教育の前期としてとらえ直す視点をこれまで以上に重視する」という記述のあることに注目する（朴木の指摘による）。答申は中学校教育を前期中等教育としてとらえることの意味を説明してはいない。<sup>\*</sup>しかし前後の文脈からして、前期中等教育ととらえ直すことを、中学校の教育課程中の選択制の科目や時間を増強する理由として位置づけているのを読みとることは容易である。前回の学習指導要領改訂の基礎となった教課審答申（1976年12月18日）では違っていた。そこでは「高等学校が大部分の青少年を教育する国民教育機関としての性格を強めていること」が注目され、そこから「小学校、中学校及び高等学校の教育を一貫的にとらえ」ことが強調されていた。それ故に、「小学校及び中学校についてはおおむね基礎的・基本的な内容を共通に履修させる段階として位置づけ」られ、かつこの考えは高校1年にも適用され、選択制は高校の中学生年以降において強化するものとされていた。

\*ただし、文部省が教課審に諮問した際、初中局長が諮問理由補足説明のなかで、「中学校の教育内容については、これまで義務教育の最終段階という観点から、中学校修了時点で完結することが強く意識されておりましたが、今日の高等学校への進学率からみると中学校教育を中等教育の前期としてとらえる考え方を重視し、高等学校教育との一層の一貫性を図る必要がある」とのべていたことを指摘しておこう。この説明だけみていると、前回の答申のような共通性重視の考え方を導き出すこともできるようにおもわれる。しかし実際には、高校の選択制拡大の考え方とあいまって、この説明は中学校における選択制拡大を合理化する伏線となっている

こうしてみると、76年の教課審答申と87年のその違いの一つは、中学校教育を前期中等教育ととらえる場合、中等教育の全体をどうとらえるかにかかわると

らえ方の違いに由来していることがわかる。この2つの答申の間には、いうまでもなく臨教審答申があった。臨教審の第2次答申（1986年4月23日）は、「中等教育段階においては、とくに個性の伸長を重視する観点に立って、教育内容の多様化を図る」とのべている。この考えは中学校にそのまま適用され、中学校については、「生徒の能力・適性の把握、進路に関する意識の確立に資する観点から」、「選択教科の種類と時間数を拡大する」とのべている。これが、教課審が「中学校教育を中等教育の前期としてとらえ直す」といっていることの意味内容であろう。

筆者らも、臨教審や今回の教課審答申とは違った意味で、中学校教育を前期中等教育としてとらえ直すことの重要性を指摘しないわけにはいかない。研究の蓄積が不じゅうぶんな状況のもとで性急な結論を出すつもりはないが、臨教審や今回の教課審答申が前期中等教育論としてセットにしてとらえている中学校の選択制は、本報告に収録された朴木、隈部両氏の論稿にみられるように、個性の伸長に寄与した実績もないし、また寄与しうるように組織できるような条件が中学校には存在しないことだけは指摘しておかなくてはならない。

## II 地域における新制中学校実施準備の発端について

教育刷新委員会が学制改革について建議したのが1946年12月27日であり、文部省が1947年度からの新学制実施方針を公表したのが47年2月5日であったこと、これ以後、新学制実施のための方策が相ついで公表されたことはよく知られている。このことから、全国各地域の学制改革とりわけ新制中学校実施準備は1947年に入ってから始められたかの如くに想定しがちである。

しかし、近年相ついで刊行された各府県教育史のうちいくつかのものは、各府県や地域における新制中学校実施準備が1946年11月ないし12月から始められたことを記している。それらの記述に共通していることは、実施準備の発端が46年11月11日付の文部省の通達にあったとしていることである。ところで、筆者の知る限り、この通達は、後述のようにこれまで部分的には知られていたが、その全文が活字をとおして公表されたことはなかったようにおもわれる。新制中学校実施過程の発端に関するこことであり、そこにふくまれる問題も少なくないとおもわれるので、以下にその全文を紹介する。

**部外秘** ② 義務教育年限延長に伴ふ準備資料調査について（昭和21・11・11発学第525号文部省）  
（学校教育局長発地方長官あて）

学校制度の改革については目下教育刷新委員会に於て審議中であるが、その第二特別委員会では概ね左記の如き中間報告をなし今後その方向へ研究論議を進めることに教育刷新委員会の承認を得た。依って本省に於ても事務企画上必要があるので、假りにかくの如き改革を明年度から実施するとすれば、これが準備として貴官下に於て措置せらるる事項を、別紙要領に基き至急その具体的な実施計画案を立て、その計画調書を12月15日迄に本省に到達するよう提出されたい。

尚右に関する調査事項以外のことについても、地方の実情等に留意すべき事柄、実施上特に問題となる諸点、実施上についての意見等なるべく具体的に詳細報告を願ひたい。

追て本計画書は

- 1 各郡市及地方事務所単位にその教育行政担当者を中心として、各郡市町村の実際的な実情に即して具体的な実施計画を立て、それに基いて都道府県に於て集計し取纏める様取計はれたい。
- 2 又別紙調査要領の「計画基準要領」に示されたるもの以上に理想的な実施案樹立可能ならば、それについての「別案」をも示されたい。

記

国民学校初等科につづく教育機関の問題

- 1 国民の基礎教育を拡充するため修業年限3ヶ年の中学校を置くこと
- 2 右の中学校は義務制とすること、全日制とすること、男女共学を原則とすること
- 3 校舎は独立校舎とすること
- 4 校長及教職員は専任とすること
- 5 各市町村に設置すること
- 6 教育の機会均等の趣旨を徹底させるために国民学校初等科につづく学校としては右の中学校のみとすること

計画基準要領

国民学校初等科につづく教育機関（仮称 初級中学校）

- 1 修業年限3ヶ年 義務制 昼間全日制とすること  
義務制実施は昭和22年度第一学年から逐次之を実施し3ヶ年を以て完成するものとすること
- 2 設置  
A 市町村・市町村学校組合又は町村学校組合はその区域内にある義務就学者を収容するに足

- る初級中学校を設置するものとすること
- B 通学区域に依り学区制をとるものとすること
- C 校舎は独立校舎とするを原則とすること 但し事情に依つては差当り当該市町村又はその組合の現在の国民学校 独立校舎を有する青年学校及中等学校に併置することも差支えないものとすること
- D 教室は1学級につき普通教室一を設け事務室及特別教室は一校につき従来の中等学校の例に準じて相当数を設けるものとすること 尚事務室及特別教室は事情に依つては当分の内併置学校の事務室及特別教室を共用することとしても差支えないものとすること
- E 公立学校で収容しきれない場合には現在の私立中等学校を使用することも認めるがその際は経費は国又は公共団体に於て支出することとすること 更に現在の国民学校に準ずる私立学校の如き特別の事情下に授業料を徴収する私立学校を企つるものがあるとすればそれも一応は認めることもあるものとすること

3 編成

- A 男女共学を原則とすること
- B 一学級の生徒定員は50人を標準とすること
- C 職員は一校につき校長の外事務官1人、一学級毎に教員2人を置くこととすること
- D 教員は専任を原則とすること  
初級中学校につづく所謂上級中学校（仮称）については、現在は全く未定あるが一応大体 この学校は修業年限三ヶ年を原則（四ヶ年乃至五ヶ年□ものも認めることあり）とし、全日制（フルタイム）並に分日制（パートタイム）とし（夜間のものも認める）普通教育又は職業教育を施す各種の学校（若しくは、各種の課程を持つ学校）を認めるものとして計画されたい。

以上

ここに紹介した通達全文は、千葉県総合教育センター所蔵の「布施小学校旧蔵史料」中の「教育事務打合要領並に校長常会事項綴」に収められていたものである。筆者がこれを知ったのは同センターの山本直彦氏のご教示による。

この史料は、これまでその一部が紹介されていた。『愛媛県教育史』第3巻（1971年、82~83ページ）には、この通達の前半、つまり「別紙計画基準要領」の

前行までが掲載されている。その後、『鎌倉教育史』(1974年、505ページ)が「計画基準要領」の部分のみを紹介した。森秀夫『全国六・三制義務教育の成立』(1987年、30~33ページ)が両者をまとめて紹介した。以上のほか、『三重県教育史』第三巻などが通達の概要にふれている。

いずれにせよ、「初級中学校につづく……」に始まる後段の数行をふくむ全文がまとまつたかたちで紹介されたことは、筆者の知る限り、これまでなかった。

占領文書を詳細に調査して戦後教育改革の成立過程を研究した鈴木英一は、この通達に言及して以下のように述べている。(鈴木英一「六三制の成立事情」『教育』1981年9月号、109ページ。のちこの論文は、鈴木「学制改革の成立事情」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第29巻、1983年、に収録された。)

11月11日、文部省は、学校教育局長名で、地方長官宛「義務教育年限延長に伴ふ準備資料調査について」(発学五二五号)という通牒をだし、具体的な実施計画書を12月15日まで提出するよう依頼する。この調査は、九ヵ年義務制、男女共学を前提に、初級中学校(仮称)実現の可能性を調査しようとしたものであった。同26日、CIE教育課は、この通牒が、教育課への相談なしにだされたといって、問題視した。調査の内容自体、地域社会が自分自身の学校制度をしらべ、独自のやり方で六三制を実施する機会を与える、文部省が詳細にいたるまで、それを実行したがっているからである、とした。〔中略〕また、この調査が「公立学校で収容し切れない場合には、現在の私立中等学校を使用することも認める」とした点は、私学関係者に衝撃を与えた。

そこで、CIE教育課は、文部省にこの通牒の誤りを正すための書き直し作業を示唆する。〔後略〕上の指摘は、教刷委をふくめて新学制について公式にはまだ何一つ決っていない段階で11月11日付の通達が出された事情を伝えている。しかし、文部省はこの発学525号通達の取消ないし訂正の通達を直ちには出さなかつたようにおもわれる。各県がこの通達を直接の契機として新制中学校設立準備へ向かって動き出したのは当然のことであった。

11月11日付通達に関連しては、以下のようなことを指摘することができるようにおもわれる。

第一に、いちいちあげないがすでにいくつかの『県教育史』などが明らかにしているように、新学制とりわけ新制中学校設立のための準備は、1947年に入って

からではなく、この通達を契機として1946年11~12月から始められていたことである。その意味でいえば、この通達が各都道府県や地域(自治体)でどのように受けとめられたかは、新制中学校成立史研究の今後の重要な課題の一つといえるであろう。

第二に、通達そのものについていえば、創設されるべき新制中学校について、教刷委の第二特別委員会のこの段階における合意事項だけでなく、「計画基準要領」のしめされていたことが注目される。まさにこの点がCIEの忌避にふれたわけであったが。

この「計画基準要領」には、新学制準備の協議方式を全く示唆していないこと、さしあたっては既存の学校施設への位置を認めるとしていること、私立学校の活用を示唆していることなど、たしかに問題点がふくまれている。しかしながら、5か月足らずのうちに新制中学校を発足させるという気運がCIE、教刷委、文部省内に醸成されつつあったことを考えると、その編成、施設設備や教員配置等について、文部省としても一定の計画をもつ必要があると認め、この点で焦り始めていたことは理解できるようにおもわれる。

実際、これまでの研究によると、文部省とCIEとは46年夏から1~9学年の教育課程改革について熱心に協議を始めていたことが知られている。この事実に対比してみると、編成基準とそれに対応する施設設備や教職員の配置などの条件整備がいつどのように検討され始めたのかは今日なお明らかではない。少なくとも結果からいえることは、編成基準、施設設備や教員配置の問題が新制中学校の重要な弱点となっていたことである。

ところで『三重県教育史』第3巻(1982年、120ページ)は、さきの通達が計画の提出期限とした12月15日の3日後の12月18日に、文部省が再び「義務教育年限延長に伴う準備資料調査について」通達を出したと記している。この記述につき同書は「(「通達綴7」文部省蔵)と出典を明記しているので、名古屋大学の井上知則氏を介して執筆者の神山栄治氏に尋ねていただいたところ、次のような事情が判明した。

この記述のもとになった通達は、文部省大臣官房記録班所蔵の『通達綴7 昭和21年11月から昭和21年12月まで』と題した簿冊に収められていたものである。換言すれば、三重県下つまり通達の受信者側で発見されたものではない。その全文は以下のとおりである。

文部省学校教育局長  
地方長官殿 印  
義務教育年限延長に伴ふ準備資料調査について

昭和21年11月11日発学525号で標記のことについて通知しましたか之は単に若し来年度から義務年限延長案を実施するとは言ふ仮定のもとに準備調査資料を得る為のものであつて之に依つて学制改革の方針を指示したものでないから誤解のないように願ひます。

学制改革の実施方針については追ってお示しする予定であります。□って、聞く所によれば、先の通知に基づいて特定の学校に上級の中学校となるか初級の中学校となるかの去就を迫ったり、或は私立中学校□対して□□に応するか否かの決定を要求するやうな事例があるとのことであるか、これは先の通知の本旨とする所ではなく単に義務教育年限延長の準備のための一応の資料の調製に資するためのものに過ぎない□のであるから、念の為に申し添えます。

尚今後建物の利用等について私立学校に影響を与えるような計画をたてる□には私立学校独自の立場を十分□□してその将来を決定させるよう御配慮願ひます。

(原文は縦書き、漢字は旧字体)

この文書には決裁年月日、文書番号が記載され、発信者公印も押印しており、体裁は整っているように見える。しかしながら書き部分に必要な濁点がないなど、幾分の不自然さが見られる。このような表題、趣旨の通達が出されたとしても、ここに引用した文書自体は発信前の草稿ではないかという疑問を禁じ得ない。なお、筆者のせまい知見では、新制中学校の発足準備に一定の影響を与えたとおもわれるこの通達に言及した都道府県教育史は、前述の『三重県教育史』以外には見あたらない。

なお、現在国立教育研究所に所蔵されている『通達綴・文書回報件名目録 自昭和20年8月15日至昭和25年9月22日』(フィルム)には、発学525号、発学571号とともに見出すことができない。